

# ひとり親家庭等のための サポートガイドブック

## — はじめに —

このサポートガイドブックでは、ひとり親家庭の方がご利用できる各種相談や、さまざまな支援制度、相談先などをご紹介します。

より詳しい情報をご覧いただける二次元バーコードも掲載していますので、ご活用ください。

なお、お住まいの市町によって、ご利用できるサービスが異なることがありますので、関係機関へお問い合わせください。



ホームページ

### 福井県母子家庭等就業・自立支援センター

(福井県母子寡婦福祉連合会が福井県からの委託により運営しています)

【相談時間】 9:00～16:00 (火曜日は19:00まで) 【休業日】 土日祝および年末年始

【所在地】 福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター 4階

【連絡先】 ☎ 0776-21-0733 fax 0776-21-0310 E-mail : fukubo21733@arrow.ocn.ne.jp

【ホームページ】 <http://www.fukuikenbo.jp/>

### 福井県 健康福祉部 児童家庭課

【所在地】 福井市大手3丁目17-1

【連絡先】 ☎ 0776-20-0343 fax 0776-20-0640

ひとり親の方に向けた情報を発信しています!(LINE公式アプリから読みとってください)  
入力画面の氏名は本名でなく、ニックネーム等でも可能です!  
(氏名欄にニックネームの入力をお願いします)



LINE登録はこちら

# もくじ

## ■ 子どもに関する手当 …………… 2

- ① 児童扶養手当（ひとり親家庭の方が対象）
- ② 児童手当（すべての方が対象）
- ③ ふくい在宅育児応援手当

## ■ 医療費助成 …………… 2

- ① ひとり親家庭医療費助成
- ② 子ども医療費助成（すべての家庭が対象）

## ■ 子どもの就学 …………… 3、4

- ① 小・中学校の就学援助
- ② 高等学校等修学支援制度
- ③ 高校生等奨学給付金
- ④ 福井県奨学育英基金
- ⑤ 福井県さほう応援奨学金
- ⑥ ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業（高校生通学定期代補助）
- ⑦ ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
- ⑧ 国の教育ローン
- ⑨ 高等教育の修学支援新制度
- ⑩ 日本学生支援機構奨学金（貸与型）
- ⑪ あしなが育英会奨学金
- ⑫ ひとり親家庭支援奨学金（給付型）
- ⑬ 交通遺児育英会奨学金
- ⑭ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学・就学支度資金）

## ■ 子育て支援 …………… 5、6、7

- ① 保育所・認定こども園
- ② 放課後児童クラブ
- ③ 子育て短期支援事業
  - ◆ ショートステイ
  - ◆ トワイライトステイ
- ④ 病児デイケア（病児・病後児保育）
- ⑤ 日常生活支援事業
- ⑥ 子どもの学習支援
- ⑦ ひとり親家庭等習い事支援事業

## ■ 仕事・資格取得 …………… 8、9

- ① 公共職業安定所（ハローワーク）
- ② 福井県母子家庭等就業・自立支援センター
- ③ ふくい女性活躍支援センター
- ④ ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市にお住まいの方）
- ⑤ 職業訓練
- ⑥ 就業支援講習会
- ⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
- ⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業
- ⑨ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金制度

## ■ 生計 …………… 10、11

- ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付
- ② ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業
- ③ 生活福祉資金貸付制度

## ■ 年金 …………… 11

- ① 遺族基礎年金
- ② 遺族厚生年金
- ③ 年金分割

## ■ 養育費や法律的な相談 …………… 11

- ① 養育費相談
- ② 法律相談
- ③ 公正証書作成支援事業（新事業）

## ■ 福井県母子家庭等就業・自立支援センター …………… 12、13

## ■ 内容に応じた相談窓口 …… 14、15

- ① 子どもの悩み（非行、しつけ等）
- ② 女性の悩み
- ③ 厚生年金に関すること
- ④ 就職・雇用等に関すること
- ⑤ 公営住宅に関すること（県営）
- ⑥ 市町福祉担当課・市福祉事務所  
県健康福祉センター
- ⑦ 民生委員・児童委員

# 子どもに関する手当

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

## ① 児童扶養手当（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）

18歳年度末までの子ども（一定程度の障害の状態にある場合は20才未満）を養育しているひとり親家庭の親、または、父母の代わりにその子どもを養育している方に支給される手当です。



児童数	全額支給（月額）	一部支給
児童1人目	45,500円	所得に応じて45,490円～10,740円
児童2人目	10,750円	所得に応じて10,740円～5,380円
児童3人目以降 （1人につき）	6,450円	所得に応じて6,440円～3,230円

（令和6年4月以降）

（令和6年11月分から2人目と同額）

※所得が一定以上ある場合は、一部または全部が支給されません。  
※公的年金等を受給している場合は、差額の支給となります。なお、障害基礎年金等の給付を受けている場合は、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を児童扶養手当として受給することができます。  
※受給開始から5年を経過した場合、または離婚等支給要件に該当してから7年を経過している場合、就業等の必要条件を満たしていないと手当が減額される場合があります。

### 所得制限限度額の緩和

（前年の所得に基づき算定）  
※令和6年11月以降

（2人世帯場合の収入ベース）

全部支給 160万円⇒190万円  
一部支給 365万円⇒385万円

### 支給時期

毎年1月、3月、5月、  
7月、9月、11月

## ② 児童手当（すべての家庭が対象です。※令和6年10月より所得制限がなくなります）

中学校修了前（令和6年10月分～高校生年代まで）の児童を養育する保護者に支給される手当です。  
※現在高校生のお子さんがある場合、お住いの市町への申請が原則必要となります。  
児童扶養手当と兼ねて受給できます。



### 支給額（月額）

3才未満15,000円 3才以上10,000円  
第3子以降は15,000円（令和6年10月分以降30,000円）

### 支給時期

毎年6月、10月、2月

## ③ ふくい在宅育児応援手当

第2子以降の0～2歳の児童を、保育所等を利用せず在宅で育児する保護者に支給される手当です。



### 支給額（月額）

10,000円/人（当該児童が生後2か月～3歳に達するまで）

※支給には下記のほか諸要件を満たす必要があります。

- 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと。
- 世帯年収が360万円未満であること。（令和6年9月～所得制限なし）
- 生活保護法による保護を受けていないこと。

# 医療費助成

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

## ① ひとり親家庭医療費助成（ひとり親等が対象です。※所得制限があります）

20歳未満の子どもがいるひとり親家庭の親と、その20歳未満の子どもの医療費について、医療費の一部負担分が助成されます。



### 自己負担

なし

## ② 子ども医療費助成（すべての家庭が対象の制度です）

ひとり親家庭医療費助成の対象にならない場合も、すべての中学校3年生（市町により高校3年生）までの子どもの医療費について、医療費の一部負担分が助成されます。



### 自己負担

【未就学児】なし  
【小学生以上】通院：1月500円、入院：1日500円（月8日上限）（市町により無料）

子育て支援センター

子育て支援センター



# ■ 子どもの就学

## ① 小・中学校の就学援助 ※援助を受けるためには申請が必要です。

経済的な理由で小・中学校の就学が困難な児童・生徒について、学用品・給食費など学校に必要な費用の一部が支給されます。※所得制限があります。

お問い合わせ：各小・中学校、お住まいの市町役場（教育委員会）

## ② 高等学校等就学支援制度 ※支援を受けるためには申請が必要です。

教育費の負担軽減を図るため、世帯所得に応じて高等学校等の授業料を減免します。（年収目安約910万円未満の世帯が対象）。また、世帯年収目安が約910万円を超える場合でも、扶養する子どもが2人以上いる世帯は授業料が減免されます。

お問い合わせ：各高等学校、福井県教職員課（公立）☎ 0776-20-0563、福井県大学私学課（私立）☎ 0776-20-0248

## ③ 高校生等奨学給付金 ※支援を受けるためには申請が必要です。

非課税世帯を対象に、高校の授業料以外の学費（教材費、学用品費、通学用品費等）について給付金が支給されます。

お問い合わせ：各高等学校、福井県教職員課（公立）☎ 0776-20-0563、福井県大学私学課（私立）☎ 0776-20-0248

## ④ 福井県奨学育英基金

優れた資質を有しながら就学が困難である生徒に、高等学校へ修学できるよう奨学金を貸与します。

お問い合わせ：各中学校または高等学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

## ⑤ 福井県さぼう応援奨学金

高等学校等に進学予定で、学習やスポーツ・文化活動に積極的に取り組み、将来福井で活躍したいという意欲ある生徒を対象に、給付型の奨学金を支給します。

お問い合わせ：各中学校、福井県高校教育課 ☎ 0776-20-0568

## ⑥ ひとり親家庭等の子育て安心プラン事業（高校生通学定期代補助）（※一部市町のみ）

ひとり親家庭等の高校生が、通学のため公共交通機関を利用する場合、定期代の一部を補助します。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

## ⑦ ひとり親高等学校卒業程度認定試験合格支援事業（ひとり親家庭の親と子どもが対象です）

高等学校を卒業していないひとり親家庭の親または児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指して、対策講座（通信制を含む）を受講する費用の一部を支給します。

受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

対象者

下記の条件をすべて満たす方

- 20歳未満の子どもを扶養しているひとり親家庭の親およびその児童
- 大学入学資格を取得していないこと
- 高等学校等就学支援金制度の支給対象とならないこと
- 自立に向けた計画（母子・父子自立支援プログラム）の策定等により自立を図るための活動を行うこと
- 過去に本事業の給付金の受給をしていないこと
- 福井県内に住所を有していること

支給額

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| ① 受講開始時給付金 | 受講費用の4割（上限10万円）           |
| ② 受講修了時給付金 | 受講費用の1割                   |
|            | （①と合わせて上限12.5万円）          |
| ③ 合格時給付金   | 受講費用の1割                   |
|            | （①②と合わせて上限15万円）           |
|            | ※受講終了日から2年以内に全科目合格した場合に支給 |

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

## ⑧ 国の教育ローン

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）のほか、さまざまな学校で学ぶための経費が融資されます。

お問い合わせ：日本政策金融公庫 福井支店

## ⑨ 高等教育の修学支援新制度

教育費負担の軽減のため、世帯所得に応じて、大学等の授業料等減免と給付型奨学金の支給が実施されます。

**対象学校** 大学・短期大学  
高等専門学校・専門学校

**支援対象** 住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯

### 支援内容

#### ① 授業料等減免

【授業料等の免除・減額の上限度額（年額）】※住民税非課税世帯の場合

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短 期 大 学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高 等 専 門 学 校	約 8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専 門 学 校	約 7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※入学金の免除・減額を受けられるのは、入学月から支援対象となった学生です。

#### ② 給付型奨学金支給

【給付型奨学金の支給月額】※住民税非課税世帯の場合

区 分	自宅通学		自宅外通学
	国公立	私立	
大 学 ・ 短 期 大 学 専 門 学 校	29,200円 (33,300円)	38,300円 (42,500円)	66,700円 75,800円
	17,500円 (25,800円)	26,700円 (35,000円)	34,200円 43,300円

※生活保護世帯で自宅から通学する場合や児童養護施設から通学する場合はカッコ内の金額

### 留意事項

◎世帯構成や収入によって3段階の基準で支援額が決まります。

- 住民税非課税世帯 (第Ⅰ区分) (年収目安～270万円) 上記記載の上限度額
  - 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (第Ⅱ区分) (～360万円) 上限額の2/3
  - 住民税非課税世帯に準ずる世帯 (第Ⅲ区分) (～430万円) 上限額の1/3
- ※年収目安は、ひとり親家庭の親、本人、高校生の3人世帯で、自宅外から私立大学に通う場合

◎進学を希望している学校が制度の対象になっているか、文部科学省ホームページで確認できます。

◎進学の資金計画を立てる際には、進学資金シミュレーター（日本学生支援機構）により試算できます。

URL <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>

◎母子父子寡婦福祉資金貸付金との併用は可能ですが、原則、貸付上限額から授業料等減免額と給付型奨学金、その他の制度の奨学金を控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ：在学する高等学校、進学希望先の大学等、日本学生支援機構

## ⑩ 日本学生支援機構奨学金

大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校（専門課程）・海外留学で学ぶための経費が学生本人に貸与されます。

お問い合わせ：在学する高等学校

## ⑪ あしなが育英会奨学金

親が病気や災害または自死などで死亡、あるいは親が著しい障害を負っている家庭の子どもに、高校・大学・専門学校などで学ぶために必要な費用を貸与します。

お問い合わせ：在学する高等学校もしくはあしなが育英会

## ⑫ ひとり親家庭支援奨学金（給付型）（ローソン夢を応援基金）

**対象学年** 中学3年生、高等学校（1～3年生）等に  
在籍する生徒（令和7年4月時点）

**支給額** 月額30,000円（1年間支給）

お問い合わせ：福井県母子寡婦福祉連合会 ☎ 0776-21-0733

**申請期間** 令和7年3月中旬～4月中旬

## ⑬ 交通遺児育英会奨学金

交通事故等（病気や災害など知事が認めた災害を含む）により保護者を失った遺児が、小学校、中学校、高校に入学する場合、就学のための支度金を支給します。

お問い合わせ：福井県児童家庭課 ☎ 0776-20-0343

## ⑭ 母子・父子・寡婦福祉資金貸付（修学・就学支度資金）

ひとり親家庭の児童が、経済的な理由により教育を受けることが困難な状況にある場合、修学・就学支度資金の貸し付けを行っています。※詳しくはP10をご覧ください。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

# 子育て支援



## ① 保育所・認定こども園

お母さん・お父さんが仕事などのため、日中、家庭での保育ができない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な入所や保育料の減免などを行っています。

### いろいろな保育サービス

市町により実施内容が異なります。詳しくはお住いの市町にお問い合わせください。

#### ◆延長保育

保護者の勤務時間に対応できるよう、通常の保育時間を超えて早朝や夕方に利用できます。

#### ◆夜間保育

保護者が夜間に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福井市	キッズ&ベビールームPRIBABY (ぶりベビ)
	子育てサポートセンターあしおと
	キッズライン ママのまま
小浜市	ハーツわくわくクラブ

#### ◆休日保育

保護者が日曜・祝日に仕事をしなければならない場合、利用できます。

福井市	幼保連携型認定こども園三谷館	勝山市	中央こども園
敦賀市	中郷西保育園/さみどり保育園	越前市	認定こども園あわたべ
小浜市	ハーツわくわくクラブ	越前町	四ヶ浦こども園
大野市	誓念寺こども園	美浜町	みずうみ保育園

#### ◆乳児保育

保護者の産後休暇明けから0歳児を預かります。

#### ◆障害児保育

保育所、認定こども園で、集団生活が可能な場合に利用できます。

#### ◆一時預かり

冠婚葬祭時などに保育所等で一時的に子どもを預かります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P15)

## ② 放課後児童クラブ

お母さん・お父さんが仕事などのため、放課後家庭にいない場合に利用できます。ひとり親家庭のお子さんについては、優先的な利用や、利用料の減免を行っている市町もあります。

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P15)

## ③ 子育て短期支援事業

市町により利用できる施設や実施内容が異なります。また利用にあたり事前申込が必要な場合があります。

詳しくはお住いの市町にお問い合わせください。

利用料の減免を行っている市町もあります。

#### ◆ショートステイ

保護者が病気や事故、冠婚葬祭などで家庭での養育ができないときに、乳児院や児童養護施設、里親などに一時的にお子さんや親子が入所するサービスです。

#### ◆トワイライトステイ

保護者の仕事またはその他の理由により、平日夜間または休日に家庭での養育ができないときに、乳児院や児童養護施設などに夕方から夜間にかけてお子さんや親子が入所するサービスです。

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P15)

#### ④ 病児デイケア (病児・病後児保育)

病気療養中のお子さん(病児)や回復期のお子さん(病後児)を預かるサービスです。  
ひとり親家庭等の利用料を減免している市町もあります。

#### 【病児デイケア実施施設】

地域	施設名	所在地	電話番号	提供サービス		当該施設のサービスを利用できる住民
				病児	病後児	
福井	福井県済生会乳児院	福井市和田中町	0776-30-0300		○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・あわら市・越前市・ 坂井市・永平寺町・池田町・ 南越前町・越前町
	福井総合クリニック	福井市新田塚	0776-21-1300		○	
	福井愛育病院 愛育ちびっこハウス	福井市新保	0776-54-5757	○	○	
	大滝病院 病児病後児保育園	福井市日光	0776-43-6855	○	○	
	みどり葉こども園 病後児保育室	永平寺町木ノ下	0770-61-6220		○	
坂井	金津産婦人科クリニック	あわら市市姫	0776-73-3800	○	○	福井市・あわら市・坂井市
	坂井松涛こども園 「こあらの部屋」	坂井市坂井町長畑	0776-50-2181		○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・あわら市・坂井市・ 永平寺町・越前町
	春日レディスクリニック 「こりすの家」	坂井市春江町 江留上新町	0776-58-2323	○	○	
	すくすくハウス	坂井市丸岡町吉政	0776-97-6415	○	○	
	三国病院	坂井市三国町中央	080-6351-6755	○	○	
奥越	栃木産婦人科医院 「とちのき」	大野市春日	0779-66-2502	○	○	福井市・大野市・勝山市・ 坂井市
	クリニカ・デ・ふかや 「ひかり病児保育園」	勝山市元町	0779-88-0288	○	○	福井市・大野市・勝山市・ 鯖江市・坂井市・永平寺町・ 池田町・越前町
丹南	斎藤病院「わらべ」	鯖江市中野町	090-3765-0593	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・ 越前市・坂井市・永平寺町・ 池田町・南越前町・越前町
	公立丹南病院「えくぼ」	鯖江市三六町	080-6367-6567	○	○	
	野尻医院「ままのて」	越前市平出	0778-22-5000	○	○	福井市・鯖江市・越前市・ 池田町・南越前町・越前町
	ほっと保育室	池田町藪田	0778-44-8000	○	○	池田町
	織田病院	越前町織田	080-8991-4703	○	○	福井市・勝山市・鯖江市・ 越前市・坂井市・越前町
嶺南	はびけあ	敦賀市三島町	0770-23-2723	○	○	敦賀市・美浜町
	神宮前ぼっぼ	敦賀市曙町	0770-37-3570		○	全市町
	公立小浜病院「とまと」	小浜市後瀬町	0770-52-0440		○	小浜市・高浜町・おおい町
	バンビーナサポート	小浜市多田	0770-56-2631	○	○	小浜市・高浜町・おおい町
	若狭高浜病院附属 病児・病後児保育施設 サン・スマイル	高浜町宮崎	0770-64-5534	○	○	小浜市・高浜町・おおい町
	保健・医療・ 福祉総合施設「なごみ」	おおい町本郷	0770-77-2753	○	○	小浜市・高浜町・おおい町
	公立上中診療所	若狭町市場	0770-62-1188	○	○	美浜町・若狭町

お問い合わせ：お住まいの市町役場 (P15)

## ⑤ 日常生活支援事業

ひとり親家庭のお母さん・お父さんや寡婦の方が、病气やけが、技能習得のための通学、就職活動、冠婚葬祭、出張などで日常生活にお困りの場合や、ひとり親家庭となって間がなく身の回りのことを手伝ってほしい場合に、家庭生活支援員が食事や身の回りの世話などを行います。

**支援の内容** 乳幼児の保育、食事や身のまわりの世話、その他の必要な用事等。

**費用** 利用者の所得に応じて、一部費用負担があります。

**お問い合わせ**：お住まいの市町役場（P15） ※市町によって実施状況が異なります。

## ⑥ 子どもの学習支援（ひとり親家庭等の子どもが対象です。）

県内各地で、ひとり親家庭等のおもに小学生・中学生を対象に、教員OBや学生ボランティア等による学習会を開催しています。参加は無料です。

### 【ひとり親家庭児童の学習会】

実施市	開催場所	開催曜日	開催時間	年間開催予定数
敦賀市	敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」 (敦賀市東洋町)	日曜日	10:00～12:00	48回
小浜市	今富児童クラブ (小浜市木崎)	土曜日・日曜日	9:30～11:30	36回
大野市	旧アドバンススクール (大野市神明町1107番地)	土曜日(第1・2・3)	9:30～11:30	36回
鯖江市	文化の館 (鯖江市水落町)	日曜日	10:00～11:50	70回
		木曜日(月2回)	19:00～20:50	
	鯖江公民館 (鯖江市桜町)	日曜日(月2回)	19:00～20:50	70回
		木曜日	19:00～20:50	
	北中山公民館 (鯖江市落井町)	土曜日	19:00～20:50	70回
		火曜日(月2回)	19:00～20:50	
立待公民館 (鯖江市杉本町)	日曜日(月2回)	9:30～11:20	70回	
	水曜日	19:00～20:50		
あわら市	金津本陣KOSSA (あわら市春宮)	日曜日	10:00～12:00	30回
越前市	市民プラザたけふ3階 (越前市府中)	火曜日・水曜日	19:00～20:30	95回
坂井市	春江中コミュニティセンター (坂井市春江町)	土曜日	19:00～21:00	36回
		日曜日	9:30～11:30	
	三国コミュニティセンター (坂井市三国町)	土曜日	9:30～11:30	24回

※開催場所、開催日時等は変更となる場合があります。 ※上記以外にも児童の学習支援を実施しています。詳しくは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

**お問い合わせ**：お住まいの市・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

## ⑦ ひとり親家庭等習い事支援事業（※所得制限があります）

ひとり親家庭等（所得によりふたり親家庭を含む）のお子さんが習い事を通して興味・関心を上げられるよう習い事にかかる費用を補助します。

市町によって実施の有無は異なります。

**お問い合わせ**：お住まいの市町役場（p15）



# ■ 仕事・資格取得

## ① 公共職業安定所（ハローワーク）

職業紹介事業を行う国の機関です。職業相談・就職支援のサービス、雇用保険や教育訓練給付金等の手続き等を行っています。

マザーズコーナーでは、子どもを連れてのご利用ができます。

お問い合わせ：お住まいの管轄公共職業安定所（ハローワーク）（P14）



## ② 福井県母子家庭等就業・自立支援センター（福井県内にお住まいの方）

ひとり親家庭のための個別就業相談や受講料無料の講習会、支援制度説明会などの就業支援を行っています。

お問い合わせ：☎ 0776-21-0733（P12・13）



## ③ ふくい女性活躍支援センター

女性のキャリアづくりを支援するためのセンターです。女性の再就職、育児休業からの円滑な復帰の支援などをワンストップで行っています。

お問い合わせ：福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）（☎ 0776-41-4244）

## ④ ひとり親家庭就業・自立支援センター（福井市にお住まいの方）

生活上の問題、求職や転職など自立に向けた相談支援、養育費に関する相談など、ひとり親家庭のさまざまな悩み相談や自立に向けた支援を行っています。電話相談や面接相談を受け付けています。

お問い合わせ：福井市 子ども政策課女性支援室（☎0776-20-5140）

## ⑤ 職業訓練

仕事を就くにあたり必要な技能、技術を身につけるための職業訓練が無料（教材費は自己負担）で受けられます。

公共職業訓練と求職者支援訓練があり、ご利用にあたっては一定の要件があります。

お問い合わせ：お住まいの管轄公共職業安定所（ハローワーク）（P14）



## ⑥ 就業支援講習会

ひとり親家庭の母および父または寡婦の方を対象に、就業に結びつく可能性の高いパソコンや介護研修等の資格を取得するための講座が無料（テキスト代自己負担）で受けられます。

講習は土曜、日曜に行い、託児付きです。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（P13）



## ⑦ ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭の母または父の主体的な能力開発を支援するもので、対象となる教育訓練等を受講し修了した場合、経費の100%（20,001円以上で334,000円を上限）が支給されます。

なお、職業に必要な実践的かつ専門的な教育訓練については、上限額が引き上げられることがあります。

対象となる  
講座

○雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座（原則として1か月以上1年以内の講座）  
例：介護職員初任者研修、医療事務、簿記検定、情報処理技術者資格等

○その他、知事が地域の実情に応じて対象とする講座

※受講前に講座の指定を受ける必要があります。必ず事前にご相談ください。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

## ⑧ ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業



ひとり親家庭の母または父が、特定の資格取得のため、6か月以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減のために給付金が支給されます。修了後には修了支援給付金が支給されます。また、本給付金の受給者は「ひとり親家庭職業訓練資金貸付金」の対象となります。

### 対象者

母子家庭の母または父子家庭の父であって、現に児童（20歳に満たない者）を扶養し、次のすべての要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、または同等の所得水準にあること  
※ただし、児童扶養手当所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象者とする。
- 養成機関において6か月以上の一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれること
- 仕事または育児と修業の両立が困難であること

### 支給額・期間

#### 高等職業訓練促進給付金

【支給額】 市町村民税非課税世帯 月額100,000円  
市町村民税 課税世帯 月額 70,500円

（修了までの期間の最後の12カ月の支給月額については、最大で月額4万円が増額されることがあります。）

【支給期間】 原則、就業期間の全期間（上限4年）

#### 高等職業修了支援給付金

【支給額】 市町村民税非課税世帯 50,000円  
市町村民税 課税世帯 25,000円

【支給期間】 修了後に支給（一時金）

### 対象となる資格

就職の際に有利となるものであって、養成機関において6か月以上のカリキュラムを修業することが必要とされるもの

例：看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士などの国家資格や、シスコシステムズ認定資格、LPI認定資格等のデジタル分野等の民間資格

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員（P15）

## ⑨ ひとり親家庭職業訓練資金貸付金制度

上記の「高等職業訓練促進給付金」を活用し資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金を貸し付けます。

### 対象者

入学準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関に入学した方

就職準備金：高等職業訓練促進給付金の支給を受け養成機関の課程を修了し、資格を取得した方

### 貸付額

入学準備金：500,000円以内

就職準備金：200,000円以内

### 利子

連帯保証人を立てる場合→無利子

連帯保証人を立てない場合→債務の履行猶予期間経過後 年1%

### 返還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。

返還期間は4年以内です。

### 返還免除

養成機関の課程を修了し、かつ、資格取得をした日から1年以内に就職し、福井県内において取得した資格が必要な業務に5年間従事（1週間の所定労働時間が20時間以上）したときは、貸付金の返還が免除されます。

2024年度貸付人数 入学準備金：6名程度（先着順） 就職準備金：9名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）

# ■ 生計

## ① 母子・父子・寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭および寡婦の方が経済的に困りのとき、生活の安定と児童の健やかな育成を支援するため、各種資金の貸付を行っています。

貸付を受けられる方

- ひとり親家庭の母、父 [配偶者のいない女子または男子で児童（20歳未満）を扶養している方]
- 寡婦 [配偶者のいない女子であって、かつて母子家庭の母であった方、または40歳以上の配偶者のいない女子]
- その他

### 【母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧】

資金の種類	貸付の対象	貸付金額の限度額	据置期間	償還期限	利子
事業開始資金	●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦 ●母子・父子福祉団体	3,470,000円 (団体 5,220,000円)	1年	7年以内	無利子(※2)
事業継続資金		1,740,000円	6か月	7年以内	
修学資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子 ●父母のいない児童	学校の種類により 月額27,000円～ 月額146,000円 (大学院は月額132,000円※1)	卒業後6か月	10年以内	
修業資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内	
就学支度資金		学校の種類により 64,300円～590,000円	卒業後6か月	10年以内	
		282,000円	卒業後6か月	5年以内 (専修一般課程、修業施設)	
技能習得資金		月額68,000円(※1)	知識技能習得後1年	10年以内	
医療介護資金		340,000円(※1)	医療・介護終了後6か月	5年以内	
生活資金		●母子家庭の母、 父子家庭の父 ●寡婦	月額108,000円	医療または介護終了後 または生活安定期間の 貸付もしくは失業中の 貸付期間終了後6か月	
	月額141,000円		知識技能習得後6か月	10年以内 (技能習得期間)	
住宅資金		1,500,000円(※1)	6か月	6年以内	
転宅資金		260,000円	6か月	3年以内	
就職支度資金	●母子家庭の母 父子家庭の父 ●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦 ●父母のいない児童	105,000円(※1)	1年	6年以内	
結婚資金	●母子家庭の母または 父子家庭の父が扶養 する児童 ●寡婦が扶養する子	320,000円	6か月	5年以内	

※ただし、貸付金は条件等により、お貸しできない場合があります。

※原則として連帯保証人が必要となります。

※修学資金・修業資金・就職支度資金(子に係るもの)・就学支度資金については、親が貸付を受ける場合、児童が連帯債務者にならなければなりません。児童も親とともに返済の義務を負うことをご了承の上申請していただきます。

※福井市にお住まいの方については、一部条件が異なる場合があります。

(※1) 特に必要と認められる場合、限度額の増額があります。

(※2) 修学資金・修業資金・就職支度資金・就学支度資金以外については、条件によって利子がつきます。

※高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)やその他の奨学金をご利用される方は、それらの金額を貸付金額の限度から控除した額が貸付上限額となります。

お問い合わせ：お住まいの市町・県健康福祉センターの母子・父子自立支援員(P15)

## ② ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業

母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者の方に対し、住居の借り上げに必要な資金を貸し付けます。

### 対象者

児童扶養手当受給相当（ただし、所得水準を超過した場合でも1年以内であれば対象とする。）であって、母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、自立に向けて意欲的に取り組んでいる方

### 貸付額

入居している住宅の家賃  
(月額上限40,000円)※12カ月の範囲内

### 利子

無利子（連帯保証人不要）

### 返還

返還要件に該当する場合は、貸付金を返還していただくことになります。  
返還期間は4年以内です。

### 返還免除

就業していない方が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内にプログラムで定めた目標に合致した就職、または既に就業している方がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職をし、1年間引き続き継続したときは、貸付の返還が免除されます。

2024年度貸付人数 10名程度（先着順）

お問い合わせ：社会福祉法人 福井県社会福祉協議会 地域福祉課 ☎ 0776-24-4987（地域福祉課直通）

## ③ 生活福祉資金貸付制度

資金の貸付けにあわせて必要な援助および指導を受けることにより、独立自活ができる世帯で、他からの資金の借り入れが困難な世帯を対象に世帯の自立を図ろうとする貸付制度です。

お問い合わせ：各市町の社会福祉協議会

## ■ 年金

### ① 遺族基礎年金

国民年金に加入されていた方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた配偶者や子どもに支給されます。

お問い合わせ：お住まいの市町役場（P15）

### ② 遺族厚生年金

厚生年金に加入されていた方が死亡したとき、遺族基礎年金に上乗せして支給されます。

お問い合わせ：年金事務所（P14）

### ③ 年金分割

離婚等をし、特定の条件を満たす場合、婚姻期間中の厚生年金記録を当事者間で分割することができる制度です。（離婚日翌日から2年以内の請求が必要です。）

お問い合わせ：年金事務所（P14）

## ■ 養育費や法律的な相談

### ① 養育費相談

離婚や別居に伴う、子どものための養育費の相談を行なっています。  
また、出張相談や休日相談も行っています。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）

### ② 法律相談（事前予約制）

養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、親権問題、金銭貸借など法律に関する生活上の諸問題について、弁護士等の専門家が応じます。相談は30分無料です。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）

### ③ 公正証書作成支援事業（新事業）

養育費の履行確保を促進し、家庭環境の変化した子どものすこやかな育ちを支えるため、公正証書の作成に必要な費用を補助する制度です。

お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）



# ■ 福井県母子家庭等就業・自立支援センター

ひとり親家庭のお母さんやお父さん、寡婦の方の自立をサポートするため、下記のことを行っています。  
また、2023年度から父子家庭専用の電話相談窓口を開設しました。  
子育てやお仕事、生活に不安やお悩みのある方は、ご相談ください。



- **就業相談** …………… 家庭の状況、職業適性、就業に必要な資格取得など就業するにあたって悩んでいる方へハローワークと連携した就業支援、情報提供など就業のサポートします。  
また、休日の相談（要予約）や、各地区相談への出張相談も行っています。
- **母子・父子自立支援プログラム策定事業** …… 就労意欲のあるひとり親家庭のお母さん・お父さんを対象に個々の状況やニーズに応じた自立目標や支援プログラムを策定し、ハローワークの就職支援ナビゲーター等と連携しながら就業までのきめ細かな支援を行います。
- **父子電話相談** …………… 父子家庭のお父さんを対象に、子育てなど生活上の悩みや支援制度の情報提供など、電話相談専用の窓口を設置しました。

**父子相談専用ダイヤル：080-2379-0968**  
**相談時間：月～金 9:00～16:00（土日祝・年末年始は除く）**

## 【出張相談（就業および養育費相談）】

地区	相談場所	就業相談	養育費相談
永平寺町	永平寺町松岡福祉総合センター	随時（要予約）	10/10（木）（要予約）
敦賀・二州 小浜・若狭	敦賀市福祉総合センター （あいあいプラザ2階）	5/24（金）・10/25（金）（要予約） 時間13:00～15:00	7/11（木）・11/14（木）（要予約） 時間13:00～15:00
県内全地区	ふくい女性活躍支援センター （福井県生活学習館内2階）	毎月第2・第4木曜日（要予約） 時間10:00～16:00	

※上記以外の市町については、相談者のご都合に合わせて出張相談を行っています。

- **養育費相談** …………… 養育費の確保の取り決めや、支払いの履行・強制執行に関する相談・調整や情報提供などの相談を受け付けています。  
また、休日の相談（要予約）や、各地区相談への出張相談も行います。
- **法律相談** …………… 養育費の取り決めや履行確保、慰謝料、遺産相続、親権問題、金銭貸借など法律に関する問題や生活上の諸問題について弁護士等の専門家が対応します。  
（相談は無料 相談時間は1人30分です）

### （新事業）

- **公正証書作成支援事業** …… 継続した養育費の支払いを確保するため、公証人手数料や調定の申立や裁判用の収入印紙代など公正証書等の作成に必要な費用を補助します。

#### 対象者

福井県内に住む（福井市を除く）令和6年4月1日以降に公正証書等を作成したひとり親家庭の母または父で要件をすべて満たす方。  
※詳しくは当センターにお問い合わせください。

#### 補助額

1件あたり上限30,000円 ※1人1回に限る

**お問い合わせ：福井県母子家庭等就業・自立支援センター（☎ 0776-21-0733）**

## 就業支援講習会 (この講習会は福井県の委託事業です)

受講料  
無料

無料の  
託児サービス  
付きです。

母子家庭のママ・父子家庭のパパ・寡婦の方限定の無料の講習会です。  
小さいお子様がいても大丈夫！会場内に用意したお部屋で、保育士がお子様を  
預かりますので、安心して受講できます。



### 【パソコン講習日程】

講座名	定員	講座期間	曜日	回数	締切日
パソコン基礎コース(福井会場)	10人	5月12日～6月9日	日	4回	4月26日
パソコン基礎コース(丹南会場)	10人	8月25日～9月29日	日	4回	8月9日
パソコンExcel検定コース(福井会場)	10人	6月16日～8月4日	日	7回	5月31日
パソコンExcel検定コース(嶺南会場)	10人	8月24日～10月26日	土	7回	8月9日
パソコンWord検定コース(福井会場)	10人	10月26日～12月14日	土	7回	10月11日
PowerPointコース(嶺南会場)	10人	6月8日および6月15日	土	2回	5月24日
Canva(キャンバ)コース(福井会場)	10人	令和7年2月9日および2月16日	日	2回	1月24日
Canva(キャンバ)コース(丹南会場)	10人	令和7年3月1日および3月8日	土	2回	2月14日

#### I. 基礎コース

文字入力、文字変換、文書や表の作成、簡単なデータ  
入力とグラフの作成を学びます。

#### II. Word検定コース(日商PC検定3級取得コース)

Wordを用いて、日商PC検定3級取得レベルまで学  
習します。

マウス操作とローマ字入力がスムーズにできる方が対  
象です。

#### III. Excel検定コース(日商PC検定3級取得コース)

Excelを用いて、日商PC検定3級取得レベルまで学  
習します。

マウス操作がスムーズにできる方が対象です。

#### IV. PowerPointコース

資料作りやプレゼンテーションまで実際に即した技術  
を学びます。

#### V. Canva(キャンバ)コース

Canvaを使って、自由にデザインする方法を学びま  
す。名刺・POP・ポスター等を作成します。

#### 【各コース共通留意事項】

期間中ノートパソコンを貸し出します。

テキスト代は自己負担です。

各講習時間は、9時30分～16時30分です。

会場

- ① 福井会場：福井県社会福祉センター(福井市光陽2丁目3-22)
- ② 丹南会場：武生商工会議所(越前市塚町101)
- ③ 嶺南会場：若狭医療福祉専門学校(三方郡美浜町大藪7-24-2)

### 【介護研修日程】

研修名	定員	研修期間	曜日	回数	締切日
介護職員初任者研修(小浜会場)	20人	6月29日～12月1日	土・日	22回	6月14日
介護職員初任者研修(福井会場)	20人	7月6日～12月8日	土・日	22回	6月21日
介護福祉士受験講習(福井会場)	10人	10月5日～12月8日	土・日	7回	9月20日

#### ◆介護職員初任者研修

この研修は、厚生労働省認定の介護研修です。介護の知識や身体へのしくみ、基礎的な医療知識を学び、高  
齢者への接し方や利用者の個性を尊重し、大事に介護をする基本を学びます。

研修時間：9時30分～16時30分または9時～17時 自己負担：テキスト代5,500円

会場

- ① 嶺北：福井会場：福井県社会福祉センター(福井市光陽2丁目3-22)
- ② 嶺南：小浜会場：座学 小浜市総合福祉センター(小浜市遠敷84-3-4)  
実技 若狭医療福祉専門学校(三方郡美浜町大藪7-24-2)

#### ◆介護福祉士受験講習

介護福祉士国家試験合格を目指す方への受験対策講座です。

この講座は、実務者研修で学習してきた内容を復習し、過去問、模擬試験を行い、抑えるべきポイントや  
効率的かつ確実な学習方法で国家試験合格を目指します。

講習時間：9時30分～16時30分 自己負担：テキスト代および模擬試験代9,000円

会場

- 福井会場：福井県社会福祉センター(福井市光陽2丁目3-22)

講習会のお問い合わせ申込先(下記の電話、ファックス、ホームページからお申し込みください。)

(一財) 福井県母子寡婦福祉連合会 電話：0776-21-0733 FAX：0776-21-0310  
URL：http://www.fukuikenbo.jp/

## ■ 内容に応じた相談窓口

### ① 子どもの悩み（非行、しつけ等）に関すること

名称等	住所	電話番号
福井県児童・女性相談所	福井市木田3丁目701	0776-35-1581
福井県敦賀児童相談所	敦賀市角鹿町1-32	0770-22-0858

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P15)

### ② 女性の悩み（結婚、離婚、配偶者暴力等）に関すること〈女性相談支援員〉

名称等	住所	電話番号	女性相談支援員
福井県児童・女性相談所	福井市木田3丁目701	0776-35-1725	○
福井県生活学習館 (ユウ・アイふくい)	福井市下六条町14-1	0776-41-7111、7112	○

※各市町および県健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P15)

### ③ 厚生年金に関すること

名称等	住所	電話番号	管轄区域
福井年金事務所	福井市手寄2丁目1-34	0776-23-4518	福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、永平寺町
武生年金事務所	越前市新町5-2-11	0778-23-1126	越前市、鯖江市、池田町、南越前町、越前町
敦賀年金事務所	敦賀市東洋町5-54	0770-23-9904	敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町

※国民年金については、各市町にお尋ねください。

### ④ 就職・雇用などに関すること

名称等	住所	電話番号
ハローワーク福井	福井市開発1丁目121-1	0776-52-8150
ハローワーク福井マザーズコーナー	(ハローワーク福井2階)	0776-52-8157
ハローワーク武生	越前市府中1丁目11-2 平和堂アル・プラザ武生4階	0778-22-4078
ハローワークたけふマザーズコーナー	鯖江市桜町2丁目7-1 嚮陽会館1階	0778-51-8821
ハローワーク大野	大野市城町8-5	0779-66-2408
ハローワーク三国	坂井市三国町覚善69-1	0776-81-3262
ハローワーク敦賀	敦賀市鉄輪町1丁目7-3 敦賀駅前合同庁舎1階	0770-22-4220
ハローワーク小浜	小浜市後瀬町7-10 小浜地方合同庁舎1階	0770-52-1260
福井県母子家庭等就業・自立支援センター	福井市光陽2丁目3-22 福井県社会福祉センター 4階	0776-21-0733

※各市町、福井、丹南、二州、若狭健康福祉センターでも相談を受け付けています。(P15)

※母子家庭等教育訓練給付金等に関しては、母子・父子自立支援員 (P15) までお尋ねください。

### ⑤ 公営住宅に関すること (県営)

名称等	住所	電話番号
のれん会県営住宅管理センター	福井市高柳2丁目1301番地 レインボービル6階	0776-43-1002
福井県営住宅南部地域管理センター	福井市下馬3-511	0776-33-2500

※市町営住宅については、各市町にお尋ねください。(P15)

## ⑥ 市町福祉担当課・市福祉事務所・県健康福祉センター

ひとり親家庭、児童の問題をはじめ、生活保護、高齢者、障害者などの相談に応じています。  
母子・父子自立支援員のほか、家庭相談員、女性相談支援員が配置されている事務所もあります。

- ◆母子・父子自立支援員：ひとり親家庭の親と寡婦の方のさまざまな相談や、県や市町の支援制度、職業訓練等の給付金、母子父子寡婦福祉資金貸付金等の相談にも応じており、電話相談も行っています。
- ◆家庭相談員：子どもの養育について不安や問題を抱える保護者の相談に応じています。
- ◆女性相談支援員：結婚、離婚、配偶者暴力等の問題を抱える女性の相談に応じています。

名称・担当課	住所	電話番号	母子・父子自立支援員	家庭相談員	女性相談支援員
福井市 こども政策課女性支援室	福井市大手3丁目10-1	0776-20-5140	○		○
福井市 こども家庭センター	福井市城東4丁目14-30	0776-20-2905		○	
福井市 こども家庭センター分室	福井市手寄1丁目4-1 AOSSA5階	0776-20-1541		○	
敦賀市 子育て政策課	敦賀市中央町2丁目1-1	0770-22-8125	○	○	
敦賀市 市民協働課	敦賀市本町2丁目1-20	0770-23-5411			○
小浜市 子ども未来課 子育て応援センターすくすく	小浜市南川町4-31	0770-64-6128	○		
	小浜市健康管理センター	0770-64-6072		○	
大野市 こども支援課	大野市天神町1-1 結とびあ内	0779-64-5533	○	○	
勝山市教育委員会こども課	勝山市元町1丁目5-6	0779-88-8771	○	○	
鯖江市 こどもまんなか課	鯖江市西山町13-1	0778-53-2224	○	○	
鯖江市 ダイバーシティ推進・相談課		0778-42-5103			○
あわら市 子育て支援課	あわら市市姫3丁目1-1	0776-73-8021	○	○	
越前市 こども未来課 こども家庭センター	越前市府中一丁目11-2 市民プラザたけふ4階	0778-22-3628	○	○	○
坂井市 子ども福祉課	坂井市坂井町下新庄1-1	0776-50-3043	○	○	○
永平寺町 子育て支援課	永平寺町松岡春日1丁目4	0776-61-7250		○	
池田町 保健福祉課	池田町藪田5-3-1	0778-44-8000		○	
南越前町 保健福祉課	南越前町東大道29-1	0778-47-8007			
越前町 子ども未来課	越前町西田中13-5-1	0778-34-8725		○	
美浜町 子ども・子育てサポートセンター	美浜町郷市25-20	0770-32-0192		○	
高浜町 こども未来課	高浜町和田117-68	0770-72-6154			
おい町 すこやか健康課	おい町本郷92-51-1	0770-77-1155		○	
若狭町 子育て支援課	若狭町市場20-18	0770-62-2704		○	
福井健康福祉センター 福祉課	福井市西木田2丁目8-8	0776-36-2857	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)	○ (永平寺町)
坂井健康福祉センター 福祉健康増進課	あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600			○ (あわら市、坂井市)
奥越健康福祉センター 地域保健福祉課	大野市天神町1-1	0779-66-2076			○ (大野市、勝山市)
丹南健康福祉センター 福祉課	鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034	○ (越前町)	○ (越前町)	○ (鯖江市、越前町)
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部福祉課	越前市上太田町41-5 南越合同庁舎1階	0778-22-4135	○ (池田町、南越前町)	○ (池田町、南越前町)	○ (越前市、池田町、 南越前町)
二州健康福祉センター 福祉課	敦賀市開町6-5	0770-22-3747	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (美浜町、 若狭町〔旧三方〕)	○ (敦賀市、美浜町、 若狭町〔旧三方〕)
若狭健康福祉センター 福祉課	小浜市四谷町3-10	0770-52-1302	○ (高浜町、 おい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (高浜町、 おい町、 若狭町〔旧上中〕)	○ (小浜市、高浜町、 おい町、 若狭町〔旧上中〕)

( )は担当地区

## ⑦ 民生委員・児童委員

あなたの身近な地域で、くらしや子どもについての心配事の相談相手となっている方々です。お住いの民生委員・児童委員がどなたかわからないときは、市町福祉担当課にお尋ねください。

